

特 記 仕 様 書

1) 【総則】

(適用範囲)

本仕様書は、五ヶ庄 63 号線用地測量業務委託(以下、本委託)に適用する。

(委託内容)

本委託は、五ヶ庄梅林地内にて、測量業務を実施するもので、業務内容は、五ヶ庄 63 号線の道路拡幅工事に伴う用地分筆を行うための用地測量である。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和 8 年 2 月 13 日までとする。

(測量の基準)

本仕様書に定めなき事項は、契約書、設計図書、宇治市測量業務共通仕様書(以下、共通仕様書)、宇治市公共基準点管理保全要項によるほか、国土交通省近畿整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」、社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規程」及び「公共測量作業規程の準則」に準ずるものとする。

また、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守して調査職員の指示を正確に施行しなければならない。

(提出書類)

委託金額が 100 万円以上となる場合、受託者は測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(JACIC)にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS 受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(打合せ等)

協議・打合せについては、業務着手時、中間打合せ 3 回、成果品納入時の計 5 回を行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、第 1 回打合せ、成果品納入時には原則として主任技術者が立ち会うものとする。打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議すること。

(資料等の貸与及び返却)

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

(地元関係者との調整等)

現地作業実施にあたっては、地元関係者(町内会等)等に対し作業への理解、協力を得ることはもとより、作業内容、状況等について地域に十分周知する必要があるため、周知の方法について調査職員と協議を行うこと。

(土地への立入り等)

作業実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ調査職員及び土地の所有者の了解を得て立ち入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書、国土交通省公共測量作業規程に基づくものとするが、成果品部数は正・副各 1 部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

①報告書

②図面

③CD-R (Auto CAD(dwg)もしくは sfc)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

受託者は業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

2) 【測量業務】

(作業内容)

<用地測量>

分筆に必要な用地境界仮杭設置や面積計算、用地実測図原図等の作成を目的とする。

3) 【提出成果品】

提出成果品については下記のとおりとする。

①用地測量

社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規定の準則」第419条および下表に基づくものとする。

業務区分	成果品の名称	備考
復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標または観測手簿	写真含む
境界確認	立会人名簿 立合依頼通知書	
境界測量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿	
境界点間測量	境界測量精度管理表	
用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図	
用地実測図原図作成	用地実測図原図（地積測量図） 用地実測図原図精度管理表	
面積計算	面積計算書	
その他	その他必要とされるもの	

(必要経費)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。